

総務委員会資料

○ 平成24年度国に対する提案事項（案）

平成23年6月28日

総合政策局

平成24年度 国に対する提案事項（案）

【提案事項数】

分 野	新 規	一部新規	継 続	計
I 分権型社会の実現	0	2	1	3
II 教育と人づくりの岡山	0	1	2	3
III 安全・安心の岡山	8	7	7	22
IV 産業と交流の岡山	7	4	11	22
計	15	14	21	50

※ 「新規・継続別」の空欄は「継続」を表す。

I 分権型社会の実現

新規・継続別	提 案 事 項	担 当 部
一部新	1 地方分権改革の推進	総合政策局 総合政策局 総務・県民
一部新	2 道州制の導入に向けた検討の推進	
一部新	3 地方税財源の充実・強化【一部震災関連】	

II 教育と人づくりの岡山

新規・継続別	提 案 事 項	担 当 部
一部新	4 教育の振興【一部震災関連】	総務・教育 県民・教育 保健福祉部
一部新	5 人権施策の推進	
一部新	6 ハンセン病問題対策の推進	

III 安全・安心の岡山

新規・継続別	提 案 事 項	担 当 部
新 規	7 東海・東南海・南海地震の3地震が連動して発生した場合に備えた防災対策の推進等【震災関連】	知事直轄
新 規	8 原子力発電所等の安全性の確保【震災関連】	知事直轄
新 規	9 大規模災害等に対する国家的対応体制の構築【震災関連】	知事直轄
新 規	10 消防救急無線の整備に対する支援措置の拡充	知事直轄
新 規	11 電源三法交付金の交付延長	県・環・産
一部新	12 地球温暖化対策の推進	環境文化部
一部新	13 児島湖及び周辺的环境保全対策の推進	環境文化部
一部新	14 アスベスト対策の強化	環境文化部
新 規	15 土壌汚染対策の推進	環境文化部

新規・継続別	提 案 事 項	担 当 部
新規	16 環境関係法の改正	環境文化部
一部新	17 廃棄物の適正処理	環境文化部
一部新	18 野生鳥獣による被害の防止及び管理対策の充実	環境文化部
新規	19 災害救助の柔軟な実施【震災関連】	保健福祉部
新規	20 社会福祉施設の耐震化の促進【震災関連】	保健福祉部
	21 保健医療対策の充実	保健福祉部
一部新	22 障害福祉施策の推進	保健福祉部
	23 高齢者支援対策の推進	保健福祉部
一部新	24 子育て支援対策の推進	保健福祉部
新規	25 国営造成施設の安全性の確保【震災関連】	農林水産部
	26 治水・高潮対策事業の推進	土 木 部
一部新	27 警察基盤の整備充実【一部震災関連】	警 察 本 部
一部新	28 交通安全施設等整備の推進【一部震災関連】	警 察 本 部

IV 産業と交流の岡山

新規・継続別	提 案 事 項	担 当 部
	29 宇高航路への支援	県民生活部
	30 中四国横断新幹線の建設促進	県民生活部
	31 中山間地域の活性化の推進	県民生活部
	32 過疎対策の推進	県民生活部
新規	33 離島振興対策の推進	県民生活部
	34 地方航空路線・C I Q体制の充実	県民生活部
一部新	35 雇用対策の充実【一部震災関連】	産業労働部
新規	36 観光への風評被害対策の強化【震災関連】	産業労働部
新規	37 新エネルギーの普及・拡大	政・環・産・農・企
	38 社会資本整備の推進	農林・土木
新規	39 農産物等の輸出規制への対策【震災関連】	農林水産部
	40 農業者戸別所得補償制度の改善	農林水産部
新規	41 漁業所得補償制度の改善	農林水産部
新規	42 農地・水保全管理支払交付金制度の継続	農林水産部
	43 貿易の自由化交渉と国内農政の整合性の推進	農林水産部
	44 畜産経営の安定対策	農林水産部
	45 森林整備法人に対する支援の充実	農林水産部
新規	46 農林水産物への鳥獣被害防止対策事業の充実・強化	農林水産部
	47 瀬戸大橋の料金等への適切な対応	土 木 部
一部新	48 地域高規格道路及び直轄国道の整備促進	土 木 部
一部新	49 高速自動車国道の整備促進と有効活用	土 木 部
一部新	50 水島港の機能強化	土 木 部

I 分権型社会の実現

新・種別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
<p>一部新</p>	<p>1 地方分権改革の推進</p> <p>政治、行政、経済等の東京一極集中は、我が国全体としての活力の増進を妨げているだけでなく、危機管理の観点からも直下型地震等の大規模災害への対応力という面で脆弱性を生む要因となっている。これらの課題を解決し、国民一人一人が生活の豊かさを実感でき、安全・安心に支えられた活力ある国土づくりを進めるためには、首都機能を分散し、我が国全体のランドデザインを再構築するとともに、社会経済システムの抜本的見直しを行い、真の分権型社会の実現を図ることが不可欠である。</p> <p>このため、国と地方の役割分担を見直し、地域が自主的・自立的な地域づくりを行うことができるよう、道州制の推進を含め、徹底した地方分権改革を断行する必要がある。</p> <p>(1) 国の出先機関の原則廃止</p> <p>① 出先機関の原則廃止を基本とし、「アクション・プラン」に基づく移譲の類型ごとに、対象となる事務・権限や具体的な工程、財源・人員の移管の仕組み等を早期に明らかにすること。</p> <p>一部新 ② 中国地方知事会では広域的实施体制の整備を検討しており、出先機関の全ての事務・権限を対象としたブロック単位での移譲が円滑に進むよう、新たな広域行政制度の在り方を早期に示すとともに、必要な財源を税源移譲により確保すること。その際には、出先機関の事務・権限の大半は都道府県が単独で、あるいは連携により受け入れることができることや、「補完性の原則」を踏まえ、各都道府県と広域的实施体制との間での事務・権限の割振りは、ブロックの判断により柔軟に対応できる制度とすること。</p> <p>また、移譲を検討する上で必要となる出先機関ごとの予算、組織、人員、事務・権限の具体的な内容等について、十分な情報提供を行うこと。</p> <p>新 ③ 直轄国道及び直轄河川の移管については、財政措置に関する具体的な制度や統一的な人材移管のルールを制定するなど、実効性を確保した上で、積極的に取り組むこと。</p> <p>新 ④ 公共職業安定所については、地方公共団体からの特区制度や「一体的な実施」の提案を具体化するとともに、検証期間を前倒しし、早期の移管を実現すること。</p> <p>新 ⑤ 都道府県が単独で受け入れることが可能な事務・権限については、当該事務の執行に必要な権限等をパッケージ化し、平成24年度中に全国一律・一斉の移譲を実現すること。</p> <p>⑥ 移譲事務の実施に必要な財源は、人件費相当額を含めた総枠を確実に措置するとともに、現行の組織・人員の徹底的なスリム化を図ること。</p> <p>(2) 義務付け・枠付けの見直しと権限移譲の推進</p> <p>① 第2次一括法案の早期成立を図り、地域主権戦略大綱に基づく措置を実現すること。</p> <p>② 地方分権改革推進委員会の累次の勧告の完全実施を基本に、見直し及び移譲に係る項目をさらに積み増すこと。その際、見直し等の工程を明確にするとともに、地方との協議プロセスをしっかりと組み込むこと。</p>	<p>内閣府 総務省 財務省</p>	<p>総合政策局</p>

新・総別	平成 24 年度 提案 事項	提案先省庁	県 部 局
	<p>新 ③ 義務付け・枠付けの見直しのうち、福祉施設の職員や居室の面積等に関する「従うべき基準」は、条例への委任を無意味にするものであり、これらの規定は廃止又は「参酌すべき基準」へ移行すること。</p> <p>新 ④ 義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定に必要な政省令の早期制定や、基礎自治体への権限移譲における施行期日の柔軟な設定など、地方公共団体の事務に支障が生じないように、適切な措置を講じること。</p> <p>(3) 地方意見の反映の場の実効ある運営 国と地方の協議の場の運営に当たっては、国と地方が真に対等・協力の関係にあることを基本に、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組や、社会保障と税の一体改革、さらには地方自治法の改正など、国と地方の役割分担や地方自治に関する現下の重要課題について、法律に明記された分科会を活用し、政策の企画立案の段階から協議を進めることで、実効性を確保すること。</p>		
	<p>2 道州制の導入に向けた検討の推進 地方分権改革の究極の姿である道州制の導入に向けて、積極的に検討を進めるとともに、国民への啓発等気運の醸成を図ること。</p>	内閣官房 内閣府 総務省	総合政策局
一部新	<p>3 地方税財源の充実・強化</p> <p>新(1) 東日本大震災への対応に係る財政措置【震災関連】</p> <p>① 被災地以外の自治体が行う被災者及び被災地域の支援に要した経費について、特別交付税や新たな交付金の創設等により確実に措置すること。</p> <p>② 震災の影響を受けて地方が行う防災対策の強化に要する経費をはじめとした歳出について、地方の一般財源に係る確実な財政措置の充実・強化を図ること。</p> <p>③ 「東日本大震災に関連した国の震災復興財源を捻出するため」という理由により、地方の行革努力を無にし、地方の実態からかけ離れた地方交付税総額の削減を行わないこと。</p> <p>(2) 地方交付税等の総額確保等</p> <p>① 平成22年度に閣議決定された財政運営戦略において「地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮する」とされたことに沿って、地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること。</p> <p>② 法定率の引上げによる地方交付税の増額や、それによる地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消により、地方にとって必要な一般財源総額の確保を図ること。</p> <p>新(3) 地方の役割を踏まえた社会保障と税の一体改革</p> <p>① 社会保障の財源については、地方単独事業を含めた社会保障全体の経費についての試算を行い、地方の果たしている役割に応じて、地方消費税の充実や消費税とリンクする地方交付税の拡充などにより、必要な財源を安定的に確保すること。</p> <p>② 今後、国と地方の協議の場を継続して開催し、課題について丁寧かつ実質的な協議を行い、総合的な社会保障の全体像を明らかにすること。</p>	内閣府 総務省 財務省	総務部 県民生活部

新・継別	平成 24 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
	<p>新(4) 地域自主戦略交付金 平成24年度に係る配分の方法や総額など、制度の全体を速やかに示すとともに、必要な総額を確保することに加え、地方の自由度が拡大するよう、事業規模などによる補助要件や事後チェックなどの国の関与をなくし、さらに、将来的には交付金相当額を税源移譲等により一般財源化すること。</p> <p>新(5) 国の経済対策に係る各種基金事業等の制度見直し 国の経済対策に伴い積み立てた基金で、事業期間が平成23年度中とされているものについて、補助対象の拡大や事業期間の延長など、制度の見直しを図ること。</p>		

II 教育と人づくりの岡山

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
<p>一部新</p>	<p>4 教育の振興</p> <p>(1) 少人数学級の推進及び教職員定数の改善・充実等</p> <p>① 小・中学校での35・30人学級の実現に向けた新たな教職員定数改善計画に基づき、年次計画的に全学年への少人数学級の導入を推進すること。</p> <p>② 少人数指導やいじめ・不登校の解消等のための加配定数の削減をすることなく必要数を確保し、県の実情に応じた弾力的な運用を認めること。</p> <p>③ 義務教育費国庫負担については、地方に負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保すること。</p> <p>④ 定年延長等に伴う教員の高齢期の雇用問題については、勤務の特殊性を考慮し、新たな職を設置するなどの定数改善計画の検討や一定の給与水準の維持を図ること。</p> <p>新(2) 特別支援教育の充実</p> <p>① 発達障害等により特別な支援が必要な幼児児童生徒の増加に適切に対応するため、幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育支援員配置に係る地方財政措置の一層の拡充を図ること。</p> <p>② 小・中学校において、自立活動の指導などの一層きめ細かな指導・支援を行うため、通級指導を担当する教員の加配定数を改善すること。</p> <p>(3) 給付型奨学金の創設等</p> <p>① 経済的理由により修学困難な生徒が安心して学業に専念することができるよう、給付型奨学金の創設や貸与人員の増員などの奨学金制度の拡充を早急に図ること。</p> <p>② 特定扶養控除の見直しにより負担増となる家計への対応については、税制上の措置も含め、国の責務として早急に対策を講じること。</p> <p>(4) 公立学校の耐震化等の促進【震災関連】</p> <p>① 公立学校の耐震化をはじめ、県及び市町村が計画している全ての公立学校施設整備事業が着実に実施できるよう必要な財源を確保するとともに、補助単価について実態に即した見直しを図ること。</p> <p>② 特に、財政措置が講じられていない高等学校等の耐震化についても対象とすること。</p> <p>(5) 私学の振興</p> <p>① 私立高校生への就学支援金について、授業料以外の学納金も支給対象とするとともに、低所得世帯に対するさらなる負担軽減を図るため、加算支給の拡充を行うこと。</p> <p>新 ② 就学支援金に係る生徒及び学校の事務負担軽減のため、各生徒からの個別申請書の提出は不要とし、在籍証明書をもって受給資格認定を行うなど関係法令の改正を行うこと。</p>	<p>内閣府 文部科学省</p>	<p>総務部 教育委員会</p>
	<p>5 人権施策の推進</p> <p>① 国民一人一人の人権意識の高揚を図るため、国において広域的見地からマスメディア等を活用した啓発活動をさらに充実すること。</p> <p>② 人権教育、人権啓発に関する施策及び人権擁護活動の積極的な推進について、必要な措置を講じること。</p>	<p>法務省 文部科学省</p>	<p>県民生活部 教育委員会</p>

新・継別	平成 24 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
	<p>6 ハンセン病問題対策の推進</p> <p>① ハンセン病患者であった方等に対する偏見・差別の解消や社会復帰を希望される方々への支援の充実に努めること。</p> <p>② ハンセン病問題基本法において、普及啓発活動や社会復帰の実現のための施策が国に義務付けられており、こうした施策や長島愛生園、邑久光明園の将来構想の実現に向け、全力で取り組むこと。</p> <p>③ ハンセン病療養所が保有する歴史的建造物や過去の貴重な文献等の資料を保全し、普及啓発に活用すること。</p>	厚生労働省	保健福祉部

III 安全・安心の岡山

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
新規	<p>7 東海・東南海・南海地震の3地震が連動して発生した場合に備えた防災対策の推進等【震災関連】</p> <p>東海地震、東南海地震、南海地震の3地震が連動して発生した場合の被害想定を最新の知見・データに基づいて早急に策定するとともに、防災基本計画等の見直しを行い、3地震が連動して発生した場合に備えた新たな防災対策を強力に推進すること。</p>	内閣府 文部科学省	知事直轄
新規	<p>8 原子力発電所等の安全性の確保【震災関連】</p> <p>① 福島原子力発電所の事故を受けて各電気事業者等に求めた「原子力発電所の緊急安全対策」の迅速かつ厳格な確認と継続的な検査を行うとともに、今回の事故の全体像を速やかに検証した上で、各電気事業者等に抜本的な対策を早急に講じるよう求めること。</p> <p>② 今回の事故に係る分析・評価結果を踏まえ、防災基本計画等の抜本的な見直しを行うなど、原子力防災体制の強化を図るとともに、原子力施設の安全性向上・確保に万全の対策を講じること。</p>	内閣官房 内閣府 文部科学省 経済産業省 原子力安全・保安院	知事直轄
新規	<p>9 大規模災害等に対する国家的対応体制の構築【震災関連】</p> <p>東日本大震災は、我が国がかつて経験したことのない大規模かつ広域的な大災害であり、このような国家的危機に対しては、例えば米国のFEMA（アメリカ合衆国連邦緊急事態管理庁）のような専門的に対応する常設の組織を設置するなど、国の責任において主導的に対応する体制を構築すること。</p>	内閣府	知事直轄
	<p>10 消防救急無線の整備に対する支援措置の拡充</p> <p>電波法第26条に基づく告示（周波数割当計画）により、平成28年5月31日が期限とされている消防救急無線のデジタル化整備事業について、市町村への地方財政措置を拡充すること。</p>	消防庁	知事直轄
	<p>11 電源三法交付金の交付延長</p> <p>原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設における研究終了後も地元住民や県民の安全を確保し、原子力に対する理解を得るため、引き続き、防災対策、安全広報、地域振興のための電源三法交付金は不可欠であり、同交付金の期間を延長すること。</p>	文部科学省	県民生活部 環境文化部 産業労働部
一部新	<p>12 地球温暖化対策の推進</p> <p>地球温暖化を防止するためには、温室効果ガスの排出量を削減する実効性ある対策を着実に推進し、低炭素社会の実現を図っていく必要がある。そのためには、再生可能エネルギーの導入のほか、省エネルギー型ライフスタイルへの転換を、国、地方が一体となって実施していく必要がある。</p> <p>(1) 温室効果ガス削減目標及び具体的施策等の提示</p> <p>国、地方が一体となって実効性ある対策を着実に推進するため、温室効果ガス削減目標について、各主体が目標をもって自らの対策に取り組めるよう、国レベルでの部門別、年次別、施策別の削減目標及び施策等の具体的内容を早期に示すこと。</p>	環境省	環境文化部

新・総別	平成 24 年度 提案 事項	提案先省庁	県 部 局
	<p>新(2) ライフスタイル転換の促進</p> <p>現在、全国的に実施している節電対策を一過性のものとして終わらせるのではなく、再生可能エネルギーの導入のほか、省エネルギー設備の導入支援の充実強化や国民一人一人の省エネルギー行動の実践につながる普及啓発などの省エネルギー対策を国、地方で協力しながら実施していくことにより、震災により高まった節電、省エネルギーの気運を、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換につなげていくこと。</p>		
	<p>13 児島湖及び周辺的环境保全対策の推進</p> <p>(1) 生活排水対策の推進</p> <p>① 下水道整備事業に係る国の補助率の嵩上げ、下水道への接続工事に係る財政支援制度の充実を講じること。</p> <p>② 合併処理浄化槽整備事業に係る国の助成率の嵩上げ、単独処理浄化槽撤去費助成制度に係る補助額の引き上げ措置を講じること。</p> <p>(2) 児島湖浄化対策の推進</p> <p>① 流出水対策に対する財政的な支援措置を講じること。</p> <p>② ユスリカ対策に対する財政的な支援措置を講じること。</p> <p>③ 水質汚濁メカニズムの究明等に係る調査研究に対する財政的な支援措置を講じること。</p>	<p>総務省 農林水産省 国土交通省 環境省</p>	<p>環境文化部</p>
	<p>14 アスベスト対策の強化</p> <p>(1) 住民の不安解消、健康被害対策等の実施</p> <p>① 健康被害者の被害実態調査、迅速な診断・治療方法の研究、治療体制の早期確立を行い、健康被害が懸念される住民等に対する検診、医療費補助等の必要な措置を講じること。</p> <p>② アスベストの環境基準を設定し、一般環境の継続的なモニタリングを行うこと。併せて、室内環境における許容基準を設定し、必要な規制を行うこと。</p> <p>③ アスベスト及びアスベスト含有建材の取扱事業者、使用実態、経年変化、管理方法等について、国が把握する情報を一元的に分かりやすく提供すること。</p> <p>(2) アスベストの除去等</p> <p>① 安全・安価な分析方法や除去等処理方法の研究・開発・普及を早急に行うこと。</p> <p>② アスベスト廃棄物の安定的な処理体制の確保を早急に行うこと。また、アスベスト含有建材が含まれる建築物の分別解体を適切に行うため、解体業を独立した許可にするなど新たな制度を創設すること。</p> <p>③ 民間建築物のアスベスト除去等に対する助成や融資制度を拡充すること。また、建築物に使用されている建材のアスベスト含有の有無を判別するための調査費、分析費等に対する支援制度を創設すること。</p>	<p>文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>環境文化部</p>
<p>新規</p>	<p>15 土壌汚染対策の推進</p> <p>改正土壌汚染対策法の運用に当たり、都道府県が土壌汚染のおそれについての的確かつ迅速に判断ができるよう、国において全国の重金属の存在状況等の地質調査や情報の整理・収集を実施し、データベースを構築するなど、都道府県への情報提供を行うこと。</p>	<p>農林水産省 国土交通省 環境省</p>	<p>環境文化部</p>

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
新規	<p>16 環境関係法の改正</p> <p>国民の安全安心のため、環境関係法（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法）を次のとおり改正すること。</p> <p>① 環境関係法で義務付けられた設置届出又は構造等変更届出を行わずに、施設の設置又は構造等の変更を行った場合に、これらの施設に対する立入検査及び報告徴収を行う権限、並びに操業の停止等必要な措置命令を発出する権限を創設すること。さらに、立入検査及び報告徴収を拒んだり、措置命令に違反した者に対する罰則を創設すること。</p> <p>② 不適正な事案である既定の改善命令及び上記の措置命令を行った事案を公表できる規定を創設すること。</p>	環境省	環境文化部
一部新	<p>17 廃棄物の適正処理</p> <p>(1) 特定家庭用機器再商品化制度の見直し</p> <p>① 特定家庭用機器の不法投棄防止のため、あらかじめ製品価格にリサイクル料金を上乗せ（先払い）する制度に改めること。</p> <p>② 一般家庭から無償で家電製品を引き取り輸出等を行ういわゆる「買い子」について、廃棄物処理法上の取扱いを明確にすること。</p> <p>(2) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理</p> <p>① 使用中のPCB含有電気機器の使用廃止期限等の取扱いを明確にすること。</p> <p>② 微量PCB混入電気機器の処分費用について中小企業者への負担軽減制度を創設すること。</p> <p>新(3) 循環型社会形成推進交付金に係る予算措置 市町村等が廃棄物処理施設の整備等を行う場合に対象となる循環型社会形成推進交付金について、適切な予算を確保すること。</p> <p>(4) ごみ焼却施設の解体・撤去費用に係る支援措置の拡充 ごみ処理広域化に伴う焼却施設の集約化のために既存の施設を廃止して解体・撤去のみを行う場合においても、市町村の負担を軽減するための支援を行うこと。</p>	経済産業省 環境省	環境文化部
一部新	<p>18 野生鳥獣による被害の防止及び管理対策の充実</p> <p>① 野生鳥獣の個体数の増加や分布拡大による農林水産業、生活環境及び生態系に係る被害の根本的な解決を図るため、個体数把握方法、適正頭数、効果的な捕獲技術など、個体数調整技術を早期に確立すること。</p> <p>② 県域を越えて広域的に分布する種については、広域的な生息数や分布状況、行動範囲等を把握した上で早期に広域保護管理指針を策定し、個体群又は生活範囲全体を対象として広域で連携して保護管理対策を行うこと。</p> <p>新 ③ 東中国地域におけるツキノワグマの生息状況調査を早急に実施すること。</p>	環境省	環境文化部

新・種別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
新規	<p>19 災害救助の柔軟な実施【震災関連】</p> <p>① 災害救助法上の救助に要した経費については、支援を行った県から被災県に対して求償するのではなく、支援を行った県から直接、国に対して請求（国庫負担）が可能となるよう法制度を改正し、被災県の財政的、事務的負担の軽減を図るとともに、支援県が支援を行いやすい環境を整備すること。</p> <p>② 避難者への公営住宅の無償提供など災害救助法の適用がないものについても災害救助法の対象とするとともに、これら救助に要した経費については、国において全額を負担すること。</p>	内閣府 厚生労働省	保健福祉部
新規	<p>20 社会福祉施設の耐震化の促進【震災関連】</p> <p>児童福祉施設や障害者支援施設、老人福祉施設等の社会福祉施設の耐震改修の促進を図るため、平成23年度で終了する臨時特例基金事業について、同様の制度の創設又は同事業の継続・拡充を図ること。</p>	厚生労働省	保健福祉部
	<p>21 保健医療対策の充実</p> <p>(1) 医療提供体制の整備</p> <p>① 医師の地域による偏在や診療科による偏在の解消に向け、地域での勤務を医師のキャリアパスの条件にするなど、医師不足の地域や診療科に就職する医師を増やすための取組の充実や制度の見直しを図り、総合的な医師確保対策をさらに強化すること。</p> <p>② 看護職員の勤務環境の改善のため、保育時間の実態に応じた24時間保育までの段階的な延長保育加算を設けることにより、院内保育施策の充実を図ること。</p> <p>③ ドクターヘリ導入促進事業については、現行の夜間飛行分の補助基準額が搬送を行うために見込まれる運行経費より大幅に少ないことから、地方公共団体や実施機関の負担増とならないよう、適切な補助基準額を設定すること。</p> <p>(2) 特定疾患治療研究事業の充実</p> <p>① 特定疾患治療研究事業について、事業実施に伴う地方公共団体への確実な財政措置及び対象疾病の拡大を行うとともに、法制化などによる抜本的な制度の見直しを図ること。</p> <p>② 難病対策の効果的推進を図るため、特定疾患治療研究事業の実施主体として都道府県だけではなく保健所設置市も加えること。</p> <p>(3) 母子保健医療等に係る対策の充実</p> <p>① 地方公共団体が単独で行っている小児及びひとり親家庭等に係る医療費公費負担制度を国の制度として創設すること。</p> <p>② 平成24年度以降も引き続き、必要な回数（14回程度）の妊婦健康診査支援に係る財源を確保すること。</p> <p>③ 小児慢性特定疾患治療研究事業について、地方公共団体への確実な財政措置を行うこと。</p> <p>(4) 予防接種制度の見直し</p> <p>① 予防接種法の対象となっていない子宮頸がん予防ワクチンや肺炎球菌ワクチン等の評価や公衆衛生政策における位置付けについて、早急に検討を行い、結論を出すこと。</p> <p>② 予防接種法の対象となった場合、十分な財源を確保すること。</p>	厚生労働省	保健福祉部

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>(5) 新型インフルエンザ対策の推進</p> <p>① 新型インフルエンザに関する情報を、正確に分かりやすく迅速に提供するとともに、新型インフルエンザワクチン、マスク、消毒液、簡易検査試薬等のインフルエンザ対策に必要な物資については、必要な量が早期に、かつ、適切に供給される体制を整備すること。</p> <p>② 新型インフルエンザ発生時の医療体制確保のため、新型インフルエンザの診療を担う医療機関に対する支援等について、国において総合的な対策を講じること。</p> <p>③ これまでの新型インフルエンザ対応で得られた経験を生かして、地方公共団体とも協議を行いながら、強毒性の新型インフルエンザへのよりの確かな対策の構築を急ぐとともに、そのための行動計画やガイドラインを早急にまとめること。</p>		
<p>一部新</p>	<p>22 障害福祉施策の推進</p> <p>(1) 障害者制度改革</p> <p>一部新 ① 障害のある人の福祉制度の見直しに当たっては、サービス利用者・事業者・地方自治体等関係者の意見に配慮するとともに、他の福祉施策等との均衡を図りながら、実現可能性や国民的な合意が確保できるよう、制度設計を行うこと。</p> <p>② 新制度の設計に当たっては、地方に新たな負担が生じないようにするとともに、その実施に当たっては、周知に十分な期間を確保できるよう、具体的な内容について早期に情報提供を行うこと。</p> <p>新 ③ 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行に係る政省令等の細事項の決定に当たっては、サービス利用者・事業者・地方自治体の実情を十分に踏まえるとともに、新制度や地域主権改革との整合性に配慮すること。</p> <p>新 (2) 障害のある人の地域移行、地域生活及び就労移行の支援</p> <p>① 障害福祉サービスの報酬の改定に当たっては、障害のある人への福祉サービスがさらに充実するよう、適切な配慮を行うこと。</p> <p>② 平成23年度までで終了とされている障害者自立支援対策臨時特例事業について、特に、事業運営の安定化や福祉・介護人材の処遇改善など引き続き措置を講じる必要があるものについては、平成24年度以後もその水準を確保すること。</p> <p>③ 賃金水準の引上げに向けた取組への支援について、障害のある人の地域生活支援のため、継続するとともに、充実を図ること。</p>	<p>内閣府 厚生労働省</p>	<p>保健福祉部</p>
	<p>23 高齢者支援対策の推進</p> <p>(1) 高齢者介護のサービス強化</p> <p>① 地域包括支援体制の充実に向けて、地域包括支援センターの機能強化等、地方公共団体の取組を積極的に支援すること。</p> <p>② 介護職員の過重な労働負担の軽減、サービスの質の確保等の観点から職員の配置基準を見直すとともに、必要な介護職員が確保できるよう、一層の処遇改善策を講じること。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>保健福祉部</p>

新・経別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>(2) 新たな高齢者医療制度の見直し</p> <p>① 新たな高齢者医療制度は、今後の少子高齢化を見据え、国民的な議論と理解を得て構築すること。</p> <p>② 市町村国保の構造的課題に起因した問題を解決し、持続可能な医療保険制度の構築に向け国の財政責任を含めた本質的な検討を行うこと。</p> <p>③ 高齢者医療も含めた社会保障全体の在り方と国・地方を通じた税制改革を一体的に議論する必要があることから、地方参画の下で、地方の意見や制度運営の実態を十分踏まえた一体的な改革を行うこと。</p>		
<p>一部新</p>	<p>24 子育て支援対策の推進</p> <p>(1) 児童虐待防止等の支援体制の充実</p> <p>① 市町村の要保護児童対策地域協議会が常勤職員を確保できるよう、地方財政措置を行うこと。</p> <p>新 ② 児童相談所全国共通ダイヤルを分かりやすい番号にすること。</p> <p>(2) 地域の子育て支援の充実</p> <p>① 保育サービスの充実が図られるよう、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり等の補助基準額を引き上げるとともに、保育所職員配置基準を改善すること。また、保育料の軽減など、育児支援のための負担軽減措置をさらに推進すること。</p> <p>② 「子ども・子育て新システム」の具体的な制度の構築に当たっては、地方公共団体と十分な協議を行い、少子化対策として効果的な制度とすること。</p> <p>③ 放課後児童健全育成事業については、安定的な人材確保が図られるよう、放課後児童指導員の就労条件を改善し、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情に応じた取組を行える制度に変更すること。</p> <p>④ 安心こども基金の事業実施期限は、原則平成23年度末となっているが、平成24年度以降についても、同様の制度の創設又は同事業の継続を図ること。また、保育所整備に係る補助率の見直しを行うこと。</p> <p>新 ⑤ 年金受給者である祖父母が孫を養育している場合においても、児童扶養手当が支給されるよう措置すること。</p> <p>(3) 子ども手当の適正な制度設計</p> <p>① 今後の制度設計に当たっては、地方の意見を十分踏まえ、少子化対策として効果的な制度とすること。</p> <p>② 給付に要する財源は、事務的な経費も含め、国が責任を持って全額を措置すること。</p>	<p>内閣府 厚生労働省</p>	<p>保健福祉部</p>
<p>新規</p>	<p>25 国営造成施設の安全性の確保【震災関連】</p> <p>県内に存する国営造成施設について、東海・東南海・南海地震の3地震が連動して発生した場合の地震・津波への安全対策に万全を期すること。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>農林水産部</p>
	<p>26 治水・高潮対策事業の推進</p> <p>直轄管理区間の河川整備計画を早期に策定するとともに、浸水被害を防止するため、河川改修を推進すること。</p> <p>また、治水事業・高潮対策事業の推進のため十分な予算を確保すること。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>土木部</p>

新・種別	平成 24 年度 提案 事項	提案先省庁	県 部 局
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一部新</div>	<p>27 警察基盤の整備充実</p> <p>① IT社会の進展に伴い増加しているサイバー犯罪等を始め、県民の平穏な生活を脅かす犯罪に的確に対応し、県民の安全で安心な生活を確保して、「快適生活県おかやま」を実現するため、警察官を増員すること。</p> <p>② 厳しい治安情勢に的確に対応するため、捜査用車両や防弾楯等の治安対策用装備資機材の整備充実を図ること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</div> <p>③ 災害発生時に的確に対応するため、資材運搬車両や応急電源用発動発電機等の災害対策用装備資機材の整備充実を図ること。【震災関連】</p>	警 察 庁	警 察 本 部
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一部新</div>	<p>28 交通安全施設等整備の推進</p> <p>① 幹線道路等における交通の安全と円滑を確保するため、交通管制システム、交通信号機等の高度化更新や、集中制御エリアの拡大等新交通管理システム（UTMS）の整備を始め、信号灯器のLED化等を推進して、安全で快適な道路交通環境を実現すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</div> <p>② 災害に伴う停電時の交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置等の整備充実を図ること。【震災関連】</p>	警 察 庁	警 察 本 部

IV 産業と交流の岡山

新・経別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>29 宇高航路への支援 高速道路や瀬戸大橋の料金制度の変更により影響を受けているフェリー事業者の持続可能な運航を確保するため、国の責任において支援措置を講じること。</p>	国土交通省	県民生活部
	<p>30 中四国横断新幹線の建設促進 ① 中四国横断新幹線(高規格鉄道)の早期実現を図ること。 ② 中四国横断新幹線実現までの段階的な整備として、JR伯備線、JR瀬戸大橋線へフリーゲージトレインを導入すること。 ③ フリーゲージトレインの導入に当たって、国による支援制度を創設すること。</p>	国土交通省	県民生活部
	<p>31 中山間地域の活性化の推進 経済基盤や生活環境の整備、都市との交流促進など、地域の特性に応じた中山間地域の活性化対策が効果的に実施されるよう、総合的な推進体制を整備すること。</p>	内閣府 総務省 農林水産省 国土交通省	県民生活部
	<p>32 過疎対策の推進 ① 過疎地域は、地域住民はもとより都市も含めた国民全体にとって多面的・公益的機能を有することから、その振興に向けて各種施策を継続的に推進する必要があるため、地方の意見を踏まえた上で、過疎対策を総合的に推進するための恒久法の制定も含めた抜本的な法整備を行うこと。 ② 過疎地域を擁する市町村は財政が厳しい状況にあることから、各種施策を効果的に推進するため、地方交付税制度の充実等による過疎市町村の一般財源の確保及び過疎対策事業債の所要額を確保すること。</p>	総務省 農林水産省 国土交通省	県民生活部
新規	<p>33 離島振興対策の推進 豊富な海洋資源や豊かな自然環境などを有する離島地域の振興に向けて、地方の意見を踏まえた上で、離島振興法の延長を行うとともに、必要な予算額を確保すること。</p>	総務省 農林水産省 国土交通省	県民生活部
	<p>34 地方航空路線・CIQ体制の充実 (1) 地方航空路線の維持・拡充 地方航空路線は、地域の自立と発展に極めて重要な役割を担っていることから、羽田空港再拡張による発着枠の配分を地方に優先的に行うなど、地方航空路線の維持・拡充に格段の配慮を行うこと。 (2) 岡山空港CIQ体制の充実 CIQ体制について、利用者の利便性に配慮し、混雑する時間帯における対応など利用者の増加に見合った人員配置等の充実を図ること。</p>	総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	県民生活部

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
一部新	<p>35 雇用対策の充実</p> <p>(1) 雇用創出関係基金事業の実施期間の延長等 基金事業については、平成21年度からこれまでに、地域における雇用機会の創出に効果を果たしてきており、依然として厳しい状況にある雇用情勢に加え、東日本大震災の影響も懸念されることから、次の措置を講じること。</p> <p>新 ① 緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別事業の実施期間を延長し、さらなる基金の積み増しを行うこと。 【震災関連】</p> <p>② より効果的な事業を推進するため、企業・NPO等への補助も対象事業とすること。</p> <p>③ 基金事業の雇用期間終了後、従事者が再び失業者となることのないよう、就職先が見つからない場合の雇用期間の延長を可能とするとともに、就職先確保に向けたアフターフォローの取組強化を図ること。</p> <p>新(2) 新規学卒者の就職活動の適正化 大学生の就職活動が学業に支障なく行われるよう、大学、企業等と連携し、実効ある就職活動のルールを早期に確立すること。</p> <p>(3) 障害者雇用対策の強化</p> <p>① 職場適応訓練終了後の特定求職者雇用開発助成金の支給を可能とすること。</p> <p>新 ② 発達障害のある人の就職を促進するため、岡山障害者職業センターのジョブコーチと障害者就業・生活支援センターの支援員について、発達障害に特化した人員を配置すること。</p> <p>新(4) 雇用調整助成金等の要件緩和【震災関連】 東日本大震災による経済活動への影響が全国に広がっていることから、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の特例対象地域を全国に拡大すること。</p>	内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	産業労働部
新規	<p>36 観光への風評被害対策の強化【震災関連】</p> <p>(1) 正確な情報発信による風評被害の払拭 東日本も含め日本全体で積み上げてきた訪日観光の火を消さぬよう、誤った情報による風評被害を一掃するため、国として統一かつ強力に海外に対する正確な情報発信を実施すること。</p> <p>(2) 渡航自粛措置解除等の働きかけ 国内各地域の正確な情報に基づき、渡航自粛等の措置を順次解除・緩和するよう、関係省庁と連携し、各国（地域）政府に強力に働きかけを行うこと。</p> <p>(3) 訪日観光キャンペーン活動の実施 適切な時期を見定め、国内外での訪日観光キャンペーンを大々的に展開すること。</p>	内閣府 国土交通省 観光庁	産業労働部

新・種別	平成 24 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
新規	<p>37 新エネルギーの普及・拡大</p> <p>これまでの我が国のエネルギー政策については、東日本大震災及び原子力災害を踏まえ抜本的に見直し、国民的議論を行った上で、新たなビジョンを策定する必要がある。</p> <p>とりわけ、太陽光、バイオマスなどの再生可能なエネルギーについては、地球温暖化対策を着実に推進する観点はもとより、エネルギー源の多様化や分散化を進める観点からも積極的に普及・拡大を図るべきである。</p> <p>その際には、新技術の開発や新エネルギーの普及・拡大に伴うコストが国民への過度な負担につながらないように、十分に配慮する必要がある。</p> <p>(1) 太陽光発電等の普及促進施策の強化</p> <p>① 本県では新エネルギービジョンを策定し、その中でメガソーラーの誘致等を重点プロジェクトとして位置付け、積極的に取り組むこととしており、特にメガソーラーについて規制緩和を進めること。</p> <p>② 太陽光発電の普及促進を図るため、住宅用に対する国庫補助制度を拡充・継続すること。</p> <p>③ 小水力発電や事業者用の太陽光発電の導入を促すため、施設導入の補助を充実すること。</p> <p>④ 太陽光発電をはじめとする新エネルギー関連技術等の開発を積極的に支援すること。</p> <p>⑤ 電力の全量固定価格買取制度について、太陽光発電等、新エネルギーの導入が加速されるよう、買取価格を含め、効果的な制度設計を行うこと。</p> <p>(2) 電気自動車の普及促進策の強化</p> <p>① 電気自動車や急速充電器に対する国の導入支援制度の拡充等を図ること。</p> <p>② 高速道路や国管理道路へ急速充電器の設置を促すこと。</p> <p>(3) 新エネルギーの普及・拡大のための財源措置等</p> <p>地方が国と一体となった地球温暖化対策やエネルギーセキュリティの促進に積極的に取り組めるよう、さらにはそれらの取組を通じて産業振興や地域活性化に結び付けられるよう、地域グリーンニューディール基金に代わる新たな自然エネルギー普及拡大基金制度の創設などの財源措置を講じること。</p>	農林水産省 経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省 環境省	総合政策局 環境文化部 産業労働部 農林水産部 企業局
	<p>38 社会資本整備の推進</p> <p>本県の個性豊かで活力ある地域づくりを進める上で、その基礎となる道路や河川、農業基盤などの社会資本整備に必要な財源を確保し、その推進を図ること。</p>	内閣府 農林水産省 林野庁 水産庁 国土交通省	農林水産部 土木部
新規	<p>39 農産物等の輸出規制への対策【震災関連】</p> <p>(1) 放射能基準適合検査体制の整備</p> <p>放射能検査を行うための体制整備を早急に行い、日本産農産物等の輸出への影響が最小限となるようにすること。</p> <p>(2) 農産物の科学的根拠に基づかない輸入規制の撤廃</p> <p>科学的な根拠に基づかない輸入停止の措置を行っている国に対し、輸入規制の撤廃を強く申し入れること。</p> <p>(3) 諸外国向けに輸出される食品等に関する証明書の発行基準の明確化</p> <p>証明書の発行については、本来、国が行うべき事項であるが、申請者や発行主体となる都道府県の負担が最小限ですむよう、国の責任においてその実施基準を明確に示すこと。</p>	内閣府 農林水産省	農林水産部

新・継別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>40 農業者戸別所得補償制度の改善 農業者戸別所得補償制度については、農家や農業団体、市町村等の意見及び地域の実情に十分配慮し、条件不利地域への支援や特産物振興、担い手対策を拡充するなど、地域が主体性を持って、地域農業の振興に取り組める安定した制度とすること。</p>	農林水産省	農林水産部
新規	<p>41 漁業所得補償制度の改善 既存の漁業共済を利用している漁業所得補償制度への参加は、経営の厳しい零細漁業者にとっては共済掛金の負担が大きく、制度へ参加しにくい状況であることから、漁業者の掛金負担のさらなる軽減を図ること。</p>	水産庁	農林水産部
新規	<p>42 農地・水保全管理支払交付金制度の継続 現行の農地・水保全管理支払交付金制度は平成23年度までとなっているが、引き続き食料の安定供給や多面的機能の発揮を確保していくため、平成24年度以降も制度を継続し、必要な予算措置を講じること。</p>	農林水産省	農林水産部
	<p>43 貿易の自由化交渉と国内農政の整合性の推進 (1) 新たな農産物貿易ルールの確立 WTO農業協定の今次交渉及び経済連携協定（EPA）交渉において、世界各国の農業の持続的発展が可能となり、「食料・農業・農村基本法」等の国内農政と整合性のある、農産物貿易ルールの確立を図ること。 (2) 包括的経済連携における重要品目への配慮 日豪EPA交渉や環太平洋パートナーシップ協定（TPP）への参加を検討するに当たっては、米、小麦、肉、乳製品、砂糖など我が国にとって重要な品目を関税撤廃の対象から除外するなど、適切に対応すること。</p>	内閣官房 農林水産省	農林水産部
	<p>44 畜産経営の安定対策 畜産経営の安定に資するため、肉用子牛生産者補給金、肉用牛肥育経営安定、肉豚価格安定並びに卵価安定に係る各制度を維持すること。</p>	農林水産省	農林水産部
	<p>45 森林整備法人に対する支援の充実 森林の多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人の経営安定化を図るため、次のような措置を取ること。 (1) 地方財政措置の拡充 県が森林整備法人に無利子貸付を行った場合のその資金調達に係る利子に対する特別交付税措置を拡充すること。 (2) 新たな支援制度の創設 森林整備法人の健全経営を図るため、県が行う助成措置に対する新たな支援制度を創設すること。</p>	林野庁	農林水産部

新・種別	平成24年度提案事項	提案先省庁	県部局
新規	<p>46 農林水産物への鳥獣被害防止対策事業の充実・強化 鳥獣による農林水産被害は深刻化・拡大化していることから、鳥獣被害防止施設整備への積極的な支援を図ること。</p> <p>① 鳥獣被害緊急総合対策において、緊急的強化対策として設けられた緊急対策枠（100億円）を継続して予算措置すること。</p> <p>② 事業仕分けにおいて、補助対象外となった農業農村整備事業等による鳥獣侵入防止施設の整備を復活すること。</p>	農林水産省	農林水産部
	<p>47 瀬戸大橋の料金等への適切な対応 瀬戸大橋に係る平成24年度以降の料金設定に当たっては、全国他の高速道路では求められていない出資を特定の地方公共団体のみが負担することは不公平であることから、追加出資等地方負担を求めることなく、地域間格差のない利用しやすいものとする。</p>	国土交通省	土木部
一部新	<p>48 地域高規格道路及び直轄国道の整備促進 空港・港湾へのアクセス道路や地域間を連絡する道路、都市部の環状道路など、幹線道路のネットワークを形成する、地域高規格道路や直轄国道の整備を着実に進めること。</p> <p>(1) 地域高規格道路の整備促進</p> <p>① 空港津山道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道53号津山南道路の整備促進 ・ 岡山市北区菅野～岡山市北区御津宇垣間の「整備区間」指定 ・ 岡山市北区御津宇垣～美咲町打穴中間の「調査区間」指定 <p>② 倉敷福山道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道2号玉島・笠岡道路の整備促進 ・ 国道2号笠岡バイパスの整備促進 <p>③ 美作岡山道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 瀬戸JCT～吉井IC間、勝央IC～勝央JCT間の整備促進 <p>④ 北条湯原道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道313号初和下長田道路の「整備区間」指定 <p>(2) 広域交通網の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道373号志戸坂峠道路の整備促進 ・ 国道180号総社・一宮バイパスの整備促進 <p>(3) 都市部の交通円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域高規格道路「岡山環状道路」の整備促進 ・ 国道2号岡山市内(大樋橋西交差点～妹尾西交差点間)の渋滞対策の整備促進 ・ 国道2号倉敷市内(片島町～船穂町船穂間)の4車線化の整備促進 ・ 国道53号岡山市内(北区首部～北区津高間)の4車線化の整備促進 	国土交通省	土木部

新・種別	平成 24 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
一部新	<p>49 高速自動車国道の整備促進と有効活用</p> <p>(1) 中国横断自動車道の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 姫路鳥取線の大原 I C ～西粟倉 I C 間を平成24年度中に完成供用すること。 ・ 岡山米子線の賀陽 I C ～北房 J C T 間、蒜山 I C ～米子 I C 間の早期 4 車線化を図ること。 <p>新(2) 利用しやすい料金制度の導入</p> <p>高速道路の利用促進を通じて経済波及効果を誘導するよう、利用しやすい料金制度を導入すること。</p>	国土交通省	土 木 部
一部新	<p>50 水島港の機能強化</p> <p>(1) 水島・玉島地区間の連携強化</p> <p>生産拠点の水島地区と物流拠点の玉島地区をダイレクトに結ぶ新高梁川橋梁の整備を促進し、物流コスト削減と両地区の連携強化を図ること。</p> <p>(2) 外貿コンテナ機能の強化</p> <p>外貿コンテナの急増と貨物船の大型化に対応するため、玉島ハーバーアイランド 6 号ふ頭の水深 12m 岸壁及び玉島東航路の整備促進を図ること。</p> <p>新(3) 国際バルク戦略港湾の予算確保</p> <p>我が国の新成長戦略の柱として、産業の国際競争力を支える国際バルク戦略港湾の整備に係る予算の確保を行うこと。</p>	国土交通省	土 木 部

平成23年度 岡山県県政懇談会開催要領

1 目的

平成24年度の国の予算編成に向け、地方から国に対して行う提案の各事項について、県関係国会議員の方々の御理解と御協力を得ることを目的とする。

2 主催

岡山県、岡山県議会、岡山県市長会、岡山県市議会議長会、岡山県町村会、岡山県町村議会議長会

3 日時

平成23年7月10日（日） 10:00～11:30

4 場所

ピュアリティまきび 2階 孔雀
岡山市北区下石井2-6-41

5 出席予定者

- ・ 岡山県関係国会議員
- ・ 岡山県
知事、副知事、公営企業管理者、教育長、警察本部長、部局長
- ・ 岡山県議会
議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、特別委員会委員長（決算特別委員会委員長を除く。）、議会事務局長
- ・ 市長会会長、市議会議長会会長、町村会会長、町村議会議長会会長

6 次第

- (1) 開会
- (2) 主催者代表あいさつ
- (3) 主催者紹介
- (4) 平成24年度国に対する提案事項説明
- (5) 主催団体提案
- (6) 意見交換
- (7) 閉会